

生	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

生 保 第 2 7 2 号
令 和 5 年 1 2 月 2 2 日

生 活 保 安 課 長 殿

生 活 安 全 部 長

警察共通基盤システムによる銃砲登録照会業務実施要領の制定について
警察共通基盤システムによる銃砲登録照会業務については、この度、別添のとおり「警察共通基盤システムによる銃砲登録照会業務実施要領」を制定し、令和6年3月1日から実施することとしたので、適正かつ円滑な運用に努められたい。

担当 生活保安課
営業・危険物係

別添

警察共通基盤システムによる銃砲登録照会業務実施要領

第1 目的

警察共通基盤システムによる銃砲登録照会業務（以下「本業務」という。）は、所持許可等に係る銃砲等を一元的に管理することにより、二重許可の防止等を図り、もってその管理の適正化及び効率化に資することを目的とする。

第2 用語

この要領において使用する用語は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）及び武器等製造法（昭和28年法律第145号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

1 備付け銃

法第9条の6第2項に規定する教習用備付け銃及び法第9条の11第2項に規定する練習用備付け銃をいう。

2 銃砲店

武器等製造法第19条の2第1項に規定する猟銃等販売事業者をいう。

3 警察庁WANシステム用端末装置

「警察WANシステム運用管理要綱」（令和2年2月28日付け警察庁丙情管発第21号ほか別添。以下「警察WANシステム運用管理要綱」という。）に定める警察庁WANシステムを利用するため、警察庁、皇宮警察本部及び管区警察局に警察庁が整備した端末装置をいう。

4 都道府県警察WAN端末装置

警察WANシステム運用管理要綱に定める都道府県WANシステムを利用するため、警視庁及び道府県警察本部（方面本部を含む。以下「警察本部」という。）に都道府県警察が整備した端末をいう。

第3 基本構成

本業務は、警察庁長官官房技術企画課情報処理センターに設置したサーバと、これに電気通信回線を介して接続する警察庁生活安全局保安課（以下「警察庁保安課」という。）に設置した警察庁WANシステム用端末装置及び警察本部に設置した都道府県警察WAN端末装置（以下「端末装置」という。）及びこれらの用に供するプログラムを用いて行う。

第4 運用体制

1 警察庁

- (1) 警察庁に警察庁運用責任者を置き、警察庁生活安全局保安課長（以下「警察庁保安課長」という。）をもって充てる。
- (2) 警察庁運用責任者は、本業務の適正かつ円滑な運用並びに運用全般の企画、指導及び調整を行うものとする。
- (3) 警察庁運用責任者は、(2)に掲げる任務を遂行するに当たり、警察庁における運

用担当者を指定し、その任務を補佐させるものとする。

- (4) 警察庁長官官房技術企画課長（以下「警察庁技術企画課長」という。）は、本業務の円滑な運営に資するため、警察庁運用責任者に対し、必要な助言及び指導を行うものとする。

2 警察本部

- (1) 警察本部に警察本部運用責任者を置き、銃砲等の所持に係る許可等の事務を担当する課（以下「許可等事務担当課」という。）の長をもって充てる。
- (2) 警察本部運用責任者は、警察庁運用責任者との連絡を密にし、本業務の適正かつ円滑な運用に努めるものとする。
- (3) 警察本部運用責任者は、運用上必要なときは、他の警察本部の警察本部運用責任者との連絡を密にし、本業務の適正かつ円滑な運用に努めるものとする。
- (4) 警察本部運用責任者は、(2)及び(3)に掲げる任務を遂行するに当たり、警察本部における運用担当者を指定し、その任務を補佐させるものとする。
- (5) 警察本部の情報管理担当課長は、本業務の円滑な運営に資するため、警察本部運用責任者に対し、必要な助言及び指導を行うものとする。

第5 ファイルの種類

1 作成ファイル

本業務で作成するファイルの名称及び内容は、次のとおりとする。

名 称	内 容
猟銃・空気銃等管理ファイル	銃砲等の許可に関する情報を登録するファイル

2 利用ファイル

本業務で利用するファイルの名称及び内容は、次のとおりとする。

名 称	内 容
犯歴Aファイル	「犯歴Aファイルの取扱いについて」（令和5年12月15日付け警察庁丙支発第6号）に規定するファイル
指名手配ファイル	「指名手配ファイル取扱要領」（令和5年12月15日付け警察庁丙刑企発48号別添）に規定するファイル
行方不明事案情報ファイル	「警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによる人身安全関連事案に係る情報管理業務実施要領」（令和5年12月15日付け警察庁丙人少発第42号ほか別添）に規定するファイル
暴力団等ファイル	「警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務実施要領」（令和元年11月13日付け警察庁丙組企発第2号ほか別添）に規定するファイル
ストーカー事案情報ファイル	「警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによる人身安全関連事案に係る情報管理業務実施要領」（令和5年12月15日付け警察庁丙人少発第42号ほか別添）に規定するファイル
相談業務情報ファイル	「警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全

	関連業務等システムによる相談情報管理業務実施要領 (令和5年12月15日付け警察庁丙企発第62号ほか別添) に規定するファイル
配偶者暴力事案情報ファイル	「警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによる人身安全関連事案に係る情報管理業務実施要領」(令和5年12月15日付け警察庁丙人少発第42号ほか別添)に規定するファイル
児童虐待事案情報ファイル	「警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによる人身安全関連事案に係る情報管理業務実施要領」(令和5年12月5日付け警察庁丙人少発第42号ほか別添)に規定するファイル
恋もつ事案等情報ファイル	「警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによる人身安全関連事案に係る情報管理業務実施要領」(令和5年12月15日付け警察庁丙人少発第42号ほか別添)に規定するファイル

第6 登録

1 登録の種類及び内容

本業務における登録の種類及び内容は、次のとおりとする。

登録の種類	内 容
許可銃登録	銃砲等の所持を許可等した場合に行う登録
更新・変更等登録	銃砲等の所持の許可の更新をした場合及び許可の内容に変更が生じた場合に行う登録
問題銃等登録	銃砲等の亡失、盗難その他銃砲等の管理上問題が生じた場合等に行う登録
削除登録	猟銃・空気銃等管理ファイルの登録事項を削除する必要がある場合に行う登録

2 登録方法

(1) 登録の手続

ア 登録は、許可等事務担当課が端末装置を用いて行うものとする。

イ 警察署は、許可等に係る書類を受領し又は作成等した場合は、当該書類の原本又は写し(都道府県警察情報管理システムにより作成する電子データを含む。以下「原本等」という。)を速やかに許可等事務担当課に送付するものとする。

ウ 許可等事務担当課は、警察署から送付された原本等を基に、端末装置を用いて登録を行うものとする。

(2) 登録要領

次の登録事由が発生した場合は、当該事由に係る情報を速やかに登録するものとする。

ア 許可銃登録

(ア) 4条許可登録

法第4条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第5号の2及び第5号の3の規定により銃砲等の所持を許可した場合

(イ) 備付け銃登録

備付け銃の届出（変更の届出を含む。ただし、備付け銃の廃棄を原因とするものを除く。）があった場合

(ウ) 銃砲店登録

法第8条第3項の規定による抹消の申請又は法第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合（登録されている銃砲等が銃砲店又はクロスボウ販売事業者に譲渡された場合に限る。）

イ 更新・変更等登録

(ア) 所持許可更新登録

法第7条の3第2項の規定による銃砲等の所持の許可の更新をした場合

(イ) 所持者情報変更登録

法第7条第2項の規定による記載事項の変更（許可所持者の氏名、本（国）籍又は住所に係るもの（住所については、同一警察署の管轄区域内での異動に係るものに限る。）に限る。）の届出があった場合

(ウ) 銃情報変更登録

法第7条第2項の規定による記載事項の変更（登録されている銃砲等の用途、銃身長、替え銃身等に係るものに限る。）の届出があった場合

(エ) 転入登録

法第7条第2項の規定による記載事項の変更（許可所持者の住所に係るもの（同一警察署管轄区域内での異動に係るものを除く。）に限る。）の届出があった場合

(オ) 登録データ訂正登録

既に登録した銃砲等に係る許可又は届出に係る情報に誤りがあり、訂正を必要とする場合

ウ 問題銃等登録

(ア) 問題銃（登録銃）登録

a 盗難・亡失銃の登録

法第23条の2の規定による亡失又は盗難の届出があった場合、法第9条の7第4項の規定による教習用備付け銃の亡失又は盗難の届出があった場合及び法第9条の11第2項において準用する法第9条の7第4項の規定による練習用備付け銃の亡失又は盗難の届出があった場合

b 所在不明銃の登録

許可所持者が銃砲等とともに家出した場合等、登録されている銃砲等が盗難・亡失以外の理由で所在不明となったことを認知した場合

c 許可失効銃の登録

法第8条第2項（第3号を除く。）の規定による許可証の返納があった場合

d 許可取消銃の登録

法第8条第3項の規定による抹消の申請があった場合（登録されている銃

砲等の処分（廃棄・譲渡）が判明しない場合に限る。）

- e 押収銃の登録
登録されている銃砲等が押収された場合
- (イ) 問題銃（未登録銃）登録
 - a 未登録銃の盗難・亡失登録
登録されていない銃砲等の盗難・亡失を認知した場合
 - b 未登録銃の所在不明登録
登録されていない銃砲等が盗難・亡失以外の理由で所在不明となったことを認知した場合
- (ウ) 状態解除登録
 - a 盗難・亡失銃の解除登録
盗難・亡失銃の登録又は未登録銃の盗難・亡失登録をした銃砲等が発見された場合
 - b 所在不明銃の解除登録
所在不明銃の登録又は未登録銃の所在不明登録をした銃砲等が発見された場合
 - c 押収銃の還付登録
押収銃の登録をした銃砲等が本人に還付された場合
- (エ) 状態変更登録
 - a 廃棄・滅失銃の登録
登録されている銃砲等の廃棄又は滅失を確認した場合
 - b 無可動化登録
登録されている銃砲等が無可動化されたことにより所持許可が失効した場合
 - c 海外輸出登録
登録されている銃砲等が我が国から輸出されたことにより所持許可が失効した場合
 - d 国・地方公共団体登録
登録されている銃砲等を国又は地方公共団体が所有するに至ったことにより所持許可が失効した場合
- エ 登録データ訂正のための削除登録
猟銃・空気銃等管理ファイルの登録事項を削除する必要がある場合

第7 照会

1 照会の種類及び内容

本業務における照会の種類及び内容は、次のとおりとする。

照会の種類	内 容
銃種・銃番号照会	猟銃・空気銃等管理ファイルを銃種及び銃番号又はクロスボウ番号により検索する照会
氏名照会	猟銃・空気銃等管理ファイルを氏名（カナ）により検索する照会

許可証番号照会	猟銃・空気銃等管理ファイルを許可証番号により検索する照会
銃特徴照会	猟銃・空気銃等管理ファイルを銃全長、クロスボウの全長、銃身長、クロスボウの全幅、銃口径等の銃砲等の特徴に関する情報により検索する照会

2 照会方法

(1) 照会の手続

- ア 警察庁保安課及び許可等事務担当課は、端末装置を用いて照会を行うことができる。
- イ 警察本部の他の所属又は警察署は、許可等事務担当課に対し、本業務に係る照会を依頼することができる。
- ウ 許可等事務担当課は、警察本部の他の所属又は警察署から本業務に係る照会の依頼を受けた場合は、アの方法により照会を行い、必要とする回答事項に限り回答するものとする。

(2) 照会要領

ア 銃種・銃番号照会

警察庁保安課及び許可等事務担当課は、銃種及び銃番号又はクロスボウ番号を基に、猟銃・空気銃等管理ファイルから銃砲等に関する情報を照会することができる。

イ 氏名照会

警察庁保安課及び許可等事務担当課は、氏名、生年月日及び性別を基に、猟銃・空気銃等管理ファイルから銃砲等に関する情報を照会することができる。

ウ 許可証番号照会

警察庁保安課及び許可等事務担当課は、許可証番号を基に、猟銃・空気銃等管理ファイルから銃砲等に関する情報を照会することができる。

エ 銃特徴照会

警察庁保安課及び許可等事務担当課は、銃全長、クロスボウの全長、銃身長、クロスボウの全幅、銃口径等の銃砲等の特徴に関する情報を基に、猟銃・空気銃等管理ファイルから銃砲等に関する情報を照会することができる。

第8 通報

許可等事務担当課は、登録に基づき作成された各種通報について、端末装置を用いて受信することができる。

第9 業務統計

警察庁保安課及び許可等事務担当課は、登録に基づき作成された各種業務統計表について、端末装置を用いて閲覧し及び出力することができる。

第10 データ抽出

警察庁保安課及び許可等事務担当課は、端末装置を用いて条件を指定することにより、猟銃・空気銃等管理ファイルに登録された各種情報から対象となる情報を抽出すること

ができる。

第11 自宅型テレワークの実施

特別の事情がない限り、自宅型テレワークを行うに当たり、本業務の運用を認めない。必要とする場合は、警察庁保安課と協議すること。

第12 照会に関する記録の確認方法

照会に関する記録については、本業務に係るアクセスログから確認するものとする。

第13 運用時間

本業務は、24時間運用で行うものとする。ただし、業務統計等の作成、サーバの保守等のため運用を停止する必要がある場合は、この限りではない。

第14 安全の確保

1 情報セキュリティ

本業務の情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）等警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

2 管理対象情報の分類

本業務に係る「警察における情報セキュリティに関する対策基準の細目」（令和5年9月28日付け警察庁丁技企発第790号）第4の1(2)ア(ア)に規定する管理対象情報の分類については、次のとおりとする

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
銃砲登録照会業務	2（中）	2（高）	2（高）

3 入力資料の取扱い

入力資料及び出力資料並びに照会に関する記録の適正な取扱いについては、「警察共通基盤システム等運営要領」（令和4年12月1日付け警察庁丙技企発第22号ほか別添。以下「運営要領」という。）に定めるところによる。

入力資料の管理については、都道府県警察の実情を踏まえ、警察本部運用責任者が定めることとする。

なお、本業務における運営要領第8の7に規定する個人情報出力資料の作成等に関する記録について、運営要領第8の8に規定する特例措置の確認を受けた都道府県警察は不要とすることができる。

4 部外への委託

警察庁運用責任者及び警察本部運用責任者は、本業務に係るデータ処理の部外への委託は行わないものとする。

5 保守及び事故発生時の措置

本業務における保守及び事故発生時の措置については運営要領に定めるところによる。

第15 その他

- 1 本業務を行う端末装置については、「警察共通基盤等における相互接続実施要領」（令和4年12月1日付け警察庁丙技企発第23号ほか別添。以下「相互接続実施要領」という。）及び「警察共通基盤等における相互接続実施細則」（令和4年12月1日付け警察庁丁技企発第651号ほか別添。以下「相互接続実施細則」という。）により、相互接続に係る届出をしなければならない。
- 2 警察本部に設置したサーバ等を用いて本業務を行う場合は、相互接続実施要領及び相互接続実施細則により、相互接続に係る承認を受け、又は相互接続に係る届出をしなければならない。この場合において、警察本部運用責任者は事前に警察庁運用責任者に通知しなければならない。
- 3 本業務の実施に必要な細部事項については、別に定める。